

浅間山北麓ジオパークホームページ使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浅間山北麓ジオパークホームページ（以下、「HP」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、HPを適正に普及させ、もって浅間山北麓ジオパークのイメージアップを図ることを目的とする。

(HPに関する権利)

第2条 HPに関する著作権その他一切の知的財産等に係る権利は、浅間山ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）に帰属し、使用者がHPを自己のものとして使用することはできない。

(使用許可対象)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規定に沿った手続きを行う者がHPを使用することができる。

- (1) 浅間山北麓ジオパークの趣旨に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は公認していると誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (4) HPの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (5) その他、浅間山ジオパーク推進協議会長（以下、「会長」という。）がHPの使用について、著しく不相当と認めた場合

(使用承認の申請)

第4条 前条の規定によりHPを使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、浅間山北麓ジオパークホームページ使用承認申請書（様式第1号）（以下、「使用承認申請書」という。）に必要な書類を添付し、会長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。会長は、前項の規定に基づく申請を受け付け、その内容を審査し、HPの使用を許可することが適当であると認めた場合には、浅間山北麓ジオパークホームページ使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用時の遵守事項)

第5条 使用承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容のみに使用し、会長が付した使用条件に従うこと
- (2) デザインの改変等の応用使用はしないこと。ただし、やむを得ない事情があると協議会が認めた場合はこの限りでない
- (3) 浅間山北麓ジオパークのイメージを損なう使用をしないこと
- (4) HPを使用したものが完成した場合は、ただちに協議会へ一部提出すること。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用有効期間)

第6条 HPの使用期間は、使用を承認した日から起算して1年間とする。ただし、使用期間満了後において、HPを引き続き使用する場合は、改めて前条に規定する使用の承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 この要綱に基づいて申請を行い、承認された場合は、HPの使用料は当分の間無料とする。

(使用許可の取消)

第8条 申請内容に虚偽や変更があったとき、又はこの要綱の趣旨に合わない使用を行ったときは使用許可を取り消すこととし、使用者に損害が生じても、協議会はその責めを負わない。

(事故・苦情等の処理)

第9条 HPを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用した者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第10条 この使用要綱に定めのない事項については、協議会が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。